

## 接待交際費の取り扱いの変更

24-004号  
通巻:0256

近年の物価高騰、飲食料品に係るデフレマインドを払拭する観点から接待交際費に関する取扱いの変更がございます。

## 内容

- ・損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について現行の1人あたり5,000円以下から10,000円以下に引き上げられます。

## 交際費とは

- ・交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先、その他事業に係る社等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出をいいます。簡単に言うと親睦を密にして、取引関係の円滑な進行を図ることです。なお、この支出とは飲食代のみではなく、タナー代などの付随費用も含まれます。

## 認識タイミング

- ・10,000円以下に変更されるタイミングは2024年4月1日以降です。これは現金を支出するタイミングではなく、接待等があったときに認識します。

## 適用要件

- ・従前と変わらず一定の事項を記載した書類の保存が要件となります。記載内容は下記になります。

- ① 飲食等のあった日
- ② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に係る者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ 飲食費の額並びに飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- ⑤ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

つまり飲食店から受領した領収書に全参加者の名前を記入すれば条件を満たします。

## 注意点

- ・社員数人が集まって飲食をした場合は社内飲食費に該当しますので、10,000円の金額規定は関係なく、全額が交際費に該当します。なお、忘年会などの会社全体での飲食費は交際費ではなく、全額が福利厚生費となります。

## 交際費で混在しやすい例

### • 景品と交際費

不特定多数である一般消費者を対象とするものは「広告宣伝費」に該当し、交際費とはなりません。ただし得意先を対象とする景品は「交際費」となります(3,000円以下の少額景品を除く)。

### • 慶弔と交際費

当社従業員(役員含む)またはその親族に対する支出は「福利厚生費」となりますが、得意先、仕入先などの社外の方に対するものは「交際費」になります。

### • 記念式典等の費用と交際費

宴会日、記念品代などで従業員に係る一律に供与されるものは「福利厚生費」となりますが、得意先、仕入先に係るものは「交際費」に該当します。

### • 会議費と交際費

会議における昼食程度を超えない飲食物等の費用や商談、打ち合わせ等での飲食物等の費用は「会議費」に該当します。

### • 給与と交際費

会社が役員や従業員の毎日の昼食代を全額負担した場合には、毎日の勤務時間中の食事であり、役員や従業員の生活費であるので「福利厚生費」とはならず、「現物給与」として給与課税されます。

給与として課税されないためには下記の要件を満たす必要があります。

①役員や従業員から昼食代の50%以上を負担していること

②会社の負担額が月3,500円(税抜き)以下であること

ただし、残業又は宿直や日直をした従業員に対して支給する食事代は給与課税する必要はありません。

また、自社製品としての飲食費を原価以下で従業員に販売した場合には給与として課税されます。

### • 災害見舞金と交際費

法人が災害前の取引関係の維持、回復を目的に、災害発生後相当の期間内に取引先に支出した災害見舞金又は事業用資産の供与、役務の提供に要した費用も実質に着目して交際費には該当しません。

被災者を救援するために行う自社製品の提供も寄附金や交際費には該当しません。

### ~コメント~

今回の内容は、交際費に関するものでした。社外飲食費の取り扱いが5,000円から10,000円に変わることと、交際費かどうか判断しにくいものを上げさせていただきました。税務調査でも争点となりやすい項目ですので、ご不明点等がございましたら担当までご連絡をお願い致します。

クラージュ総合会計事務所 吉川未来